$E_{令元}$＝0.01626
$E_{令2}$＝0.01613
$E_{令3}$＝0.01301
$E_{令4}$＝0.01353
$E_{令5}$＝0.00285
$E_{令6}$＝0.00431
$E_{令7}$＝0.00696

F_n　鉄道施設の整備に要する経費について旧過疎地域自立促進特別措置法第12条第1項第6号に規定する事業者に対し補助する財源又は同号に規定する事業の用に供する鉄道施設の整備に要する経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

G_{25}＝0.01740
G_{26}＝0.01786
G_{27}＝0.01928
G_{28}＝0.0162
G_{29}＝0.0162
G_{30}＝0.01632
$G_{令元}$＝0.01626
$G_{令2}$＝0.01613
$G_{令3}$＝0.01301
$G_{令4}$＝0.01353
$G_{令5}$＝0.00285
$G_{令6}$＝0.00431
$G_{令7}$＝0.00696

算式ＸＶ

$$\frac{\sum_{n=令5}^{令7}(B_n \times C_n)}{563\text{円}\times A}$$

算式ＸＶの符号

A　測定単位の数値

B_n　地域公共交通再構築事業（鉄道再構築事業）に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

$E_{令元}$＝0.01628
$E_{令2}$＝0.01288
$E_{令3}$＝0.01304
$E_{令4}$＝0.00207
$E_{令5}$＝0.00285
$E_{令6}$＝0.00431

F_n　鉄道施設の整備に要する経費について旧過疎地域自立促進特別措置法第12条第1項第6号に規定する事業者に対し補助する財源又は同号に規定する事業の用に供する鉄道施設の整備に要する経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

G_{25}＝0.01751
G_{26}＝0.01823
G_{27}＝0.016
G_{28}＝0.0162
G_{29}＝0.0162
G_{30}＝0.01634
$G_{令元}$＝0.01628
$G_{令2}$＝0.01288
$G_{令3}$＝0.01304
$G_{令4}$＝0.00207
$G_{令5}$＝0.00285
$G_{令6}$＝0.00431

算式ＸＶ

$$\frac{\sum_{n=令5}^{令6}(B_n \times C_n)}{750\text{円}\times A}$$

算式ＸＶの符号

A　測定単位の数値

B_n　地域公共交通再構築事業（鉄道再構築事業）に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額